

LPガス販売事業の手引き

— 法手続、役割と責務 —

経済産業省
特別民間法人高圧ガス保安協会

はじめに

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」は、一般消費者等におけるＬＰガスによる災害の防止及びＬＰガスの取引を適正にすることなどを目的として、昭和43年3月1日に施行されました。

その後、法・政省令などが社会の実態に合わせ改正され、現在に至っております。

近年は、法令遵守はもちろんのこと自主保安も求められ、社会に対する企業責任が重要視されるようになりました。

自主保安は法令遵守あって初めて活きるものであり、常にＬＰガス販売事業が法令のもと適切に運用されているかＬＰガス販売事業者は定期的に省みることが必要と考えます。

ＬＰガス販売事業者に課せられた「役割と責務」を容易に省みることができるよう「法令 指導」の講習テキストとしてその概要をわかりやすくまとめましたので、日常の販売業務にご活用下さいますようお願いいたします。

また、個々の詳細な内容については、法令集又は各種マニュアル等を併せて確認されるようお願いいたします。

なお、法令改正に伴う改訂、年度替わりに伴う更新等を適宜行っており、本書での法令条文等は、令和6（2024）年4月1日時点の法令を基にしております。

目 次

I 販売事業の登録等

1. 販売事業の登録（法第3条）	1
(1) 申請者（法第3条 規則第4条）	1
(2) 提出書類（法第3条第2項 規則第4条第2項）	1
2. 登録行政庁の変更届等（法第6条 規則第7条）	2
3. 販売所等の変更の届出等（法第8条 規則第9条）	3
(1) 販売事業者の変更（法第3条第2項第1号）	4
(2) 販売所の変更（法第3条第2項第2号）	5
(3) 貯蔵施設の変更（法第3条第2項第3号）	6
(4) 保安機関の変更（法第3条第2項第4号）	6
(5) 損害賠償の支払い能力等の変更（法第3条第2項第5号）	7

II 承継等

1. 事業の譲渡（法第10条 規則第10条）	9
2. 事業の相続（法第10条 規則第10条）	10
3. 事業の一部承継	10

III 販売事業

1. 標識の掲示等（法第7条 規則第8条～第8条の3）	11
2. 業務主任者（法第19条 第21条）	11
(1) 業務主任者等の選解任（法第19条第2項 規則第22号）	11
(2) 業務主任者等の選任数（法第22条 第25条第1項）	13
(3) 業務主任者等の資格（法第19条第21条 規則第22条第3項～第4項 第25条第3項）	13
(4) 業務主任者等の職務（法第20条 規則第24条）	14
3. 液化石油ガスの貯蔵施設（法第11条）	15
(1) 貯蔵施設の設置（法第11条 規則第11条）	15
(2) 貯蔵施設に関する基準（法第16条第1項 規則第14条第16条）	16
(3) 貯蔵施設の設置の許可等（法第36条 規則第51条）	17
(4) 貯蔵施設の設置、変更等（法第37条の2 規則第56条）	17
(5) 完成検査（法第37条の3 規則第59条）	17
4. LPガスの規格（法第13条 規則12条）	17
5. 書面の交付（法第14条 規則13条）	18
(1) 契約締結時交付事項等	18
(2) 書面以外による交付方法	19

6. 販売の方法 （法第16条 規則第16条）	19
(1) 販売方法の主な基準（法第16条第2項 規則第16条）	19
(2) 質量販売の可能な場合（規則第16条第1項第13号）	20
(3) 容器の引渡し方法（規則第16条第1項第13号）	21
7. 供給設備・消費設備	21
(1) 特定供給設備以外の供給設備の主な基準（法第16条の2 規則第18条）	21
(2) 特定供給設備（法第36条 規則第21条）	22
(3) 容器の取り外し（規則第18条第23号）	23
(4) 消費設備の技術上の主な基準（法第35条の5 規則第44条）	23
8. 完成検査 （法第37条の3第1項 規則第59条）	24
9. 保安教育 （法第18条第1項）	24
10. 帳簿の記載 （法第81条第1項 規則第131条）	25
11. 報告 （法第82条 規則第132条）	25
12. 事故届 （高圧ガス保安法第63条 第133条）	26

IV 認定液化石油ガス販売事業者（法第3章の2）

1. 認定液化石油ガス販売事業者とは	29
2. 認定の要件	29
(1) ゴールド保安認定事業者	29
(2) 保安認定事業者	29
(3) 留意事項	29
3. 認定LPガス販売事業者に対する特例	31
(1) ゴールド保安認定事業者	31
(2) 保安認定事業者	33
4. 認定の申請	33
5. 認定液化石油ガス販売事業者の報告	33
参考 認定液化石油ガス販売事業者の点検・調査の周期	34

V 保安業務（法第3章）

1. 保安業務を行う義務 （法第27条）	35
2. 保安業務の内容 （法第27条第1号 規則第27条）	35
3. 認定 （法第29条）	36
4. 保安業務規程の認可申請等 （法第35条 規則第39条）	37
5. 保安機関の認定の更新 （法第32条第1項 施行令第6条 規則第34条）	38
6. 一般消費者等の数の増減 （法第33条第1項 規則第35条）	39

7. 認定行政庁の変更の届出（法第35条の4 規則第40条）	40
8. 保安機関の変更の届出（法第35条の4 規則第41条）	40
9. 承継の届出（法第35条の4 規則第42条）	41
(1) 提出先（法第35条の4 規則第42条）	41
(2) 添付書類（規則第42条第2項）	41
10. 保安業務の廃止（法第35条の4 規則第43条）	41
11. 保安業務の委託（法第28条）	42
12. 保安機関の報告（法第82条 規則第132条）	42
13. 保安業務の運用（法第27条 第28条）	43

VI 液化石油ガス設備工事（法第4章の2）

1. 液化石油ガス設備工事（法第38条の7 規則第108条）	45
(1) 液化石油ガス設備工事の作業とは（法第38条の7 規則第108条）	45
(2) 設備工事資格者（法第38条の7 第38条の8 法第38条の9 規則第109条）	45
(3) 基準適合義務（法第38条の2）	46
(4) 液化石油ガス設備工事の届出（法第38条の3 規則第87条及び第88条）	46
2. 特定液化石油ガス設備工事事業（法第38条の10第1項 規則第112条）	47
(1) 特定液化石油ガス設備工事とは（法第38条の10第1項 規則第111条）	47
(2) 特定液化石油ガス設備工事の届出（法第38条の10第1項 規則第112条）	47
(3) 特定液化石油ガス設備工事の変更及び廃止（法第38条の10第2項 規則第114条）	47
3. 工事施工後の表示、記録の保存（法第38条の11 第38条の12 規則第115条～第119条） ..	48
4. 器具の備付け（法第38条の13 規則第120条）	49
5. 特定工事（特監法第3条～第6条）	49
参考資料	51

【凡例】

このテキストで用いた法令名等の略称とその正式名称は、次のとおりです。

- ▼「法」又は「液化石油ガス法」
 - 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
(昭和42年12月28日 法律第149号)
- ▼「施行令」又は「液化石油ガス法施行令」
 - 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令
(昭和43年2月7日 政令第14号)
- ▼「規則」、「施行規則」又は「液化石油ガス法施行規則」
 - 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則
(平成9年3月10日 通商産業省令第11号)
- ▼「保安業務告示」
 - 保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示
(平成9年3月13日 通商産業省告示第122号)
- ▼「供給・消費・特定供給設備告示」
 - 供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示
(平成9年3月13日 通商産業省告示第123号)
- ▼「強制排気式燃焼器告示」
 - 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則に基づき強制排気式の燃焼器を定める件
(平成19年3月13日 経済産業省告示第65号)
- ▼「通達」
 - 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について
(20190308保局第5号 平成31年3月15日)
- ▼「例示基準」
 - 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について
(20210203 保局第1号 令和3年2月25日)
- ▼「器具省令」
 - 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令
(昭和43年3月27日 通商産業省令第23号)
- ▼「特監法」
 - 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律
(昭和54年5月10日 法律第33号)
- ▼「特監則」又は「特監法施行規則」
 - 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則
(昭和54年10月11日 通商産業省令第77号)
- ▼「消安法」
 - 消費生活用製品安全法
(昭和48年6月6日 法律第31号)
- ▼「消安則」又は「消安法施行規則」
 - 消費生活用製品安全法施行規則
(昭和49年3月5日 農林省・通商産業省令第1号)
- ▼「高圧法」又は「高圧ガス法」
 - 高圧ガス保安法
(昭和26年6月7日 法律第204号)
- ▼「液石則」
 - 液化石油ガス保安規則
(昭和41年5月25日 通商産業省令第52号)
- ▼「ガス事業法」
 - ガス事業法
(昭和29年3月31日 法律第51号)
- ▼「青本」→ 液化石油ガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS 0738) [特別民間法人高圧ガス保安協会発行]
- ▼「黒本」→ ガス機器の設置基準及び実務指針[(一社) 日本ガス機器検査協会発行]
- ▼「ガス警報器」→ 平成22(2010)年よりガス警報器工業会では、「ガス漏れ警報器」を「ガス警報器」と呼称統一



販売事業の登録等

1. 販売事業の登録

(1)申請先

液化石油ガス販売事業を行おうとする者は、経済産業大臣、経済産業局長及び産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長の登録を受けなければなりません。（法第3条第1項）

販売事業の登録申請先は、販売所の所在地によって下記のとおりとなります。

（規則第4条）

申請者の区分	申請書の提出先（宛名）
1の指定都市の区域内のみ、販売所を設置して販売を行う場合	当該指定都市の長
1の都道府県の区域内のみ、販売所を設置して販売事業を行う場合（上記の場合を除く。）	当該都道府県知事
1の経済産業局の区域内で2以上の都道府県に販売所を設置して販売事業を行う場合	当該販売所の所在地を管轄する産業保安監督部長（又は同支部長）
2以上の経済産業局の区域内に販売所を設置して販売事業を行う場合	経済産業大臣

(2)提出書類

販売事業の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣、都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければなりません。（法第3条第2項）

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 販売所の名称及び所在地
- ③ 液化石油ガス販売事業の用に供する液化石油ガスの貯蔵施設（以下「貯蔵施設」という。）の位置及び構造
- ④ 液化石油ガスの販売契約を締結する一般消費者等について法第27条第1項に掲げる業務を行う法第29条第1項の認定を受けた者の氏名又は名称及びその事業所の所在地
- ⑤ その販売した液化石油ガスにより一般消費者等の生命、身体又は財産について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行うべき場合に備えてとるべき措置



販売事業登録申請書に添付する書類は次のとおりです。（規則第4条第2項）

- ① 貯蔵施設（貯蔵量が3,000kg未満のものに限る。）の位置（他の施設との関係位置を含む。）及び構造並びに付近の状況を示す図面（法第11条ただし書に定める場合を除く。）
- ② 法第11条ただし書に定める場合においては、その適合内容を証する書面
- ③ 販売予定地域、販売予定戸数及び販売予定数量
- ④ 液化石油ガスによる災害により支払うことのある損害賠償の支払能力を証する書面
- ⑤ 申請者が法人である場合は、その法人の定款及び登記事項証明書
- ⑥ 申請者（申請者が法人である場合は、その法人及びその法人の業務を行う役員）が法第4条第1項各号に該当しないことを誓約した書面

〈解釈〉○「販売所」とは、通常の場合において取引（契約）が成立する所をいい、その場所からさらに他の場所に連絡され、他の場所から現品が供給されるような事情があっても、その場所において取引が成立する限り、当該場所は販売所である。

○高圧ガス保安法第5条の許可を受けている者であっても、一般消費者等に対し液化石油ガスを販売する事業を行おうとする場合には、販売事業の登録を受けなければなりません。

○保安業務を委託して行う場合は、委託先保安機関の名称等を記載してください。

○「保安業務」とは、規則第29条に保安業務の区分として規定されている。詳細については、「Ⅴ保安業務 2. 保安業務の内容」を参照のこと。

○「保安機関」とは、一般消費者等に対する「保安業務」を行う者として、法第29条第1項の規定に基づき、経済産業大臣、都道府県知事又は指定都市の長の認定を受けた者をいう。この認定は、2以上の都道府県の区域内に設置される販売所の一般消費者等について保安業務を行う場合は、経済産業大臣（権限の委任により1の産業保安監督部管内の場合は産業保安監督部長）、1の都道府県の区域内に設置される販売所の一般消費者等について保安業務を行う場合は都道府県知事（1の指定都市の区域内に設置される販売所の一般消費者等について保安業務を行う場合は指定都市の長）が行う。

【罰則】法第3条第1項の登録を受けずに液化石油ガス販売事業を行った者＝1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（法第96条の2第1項）

2. 登録行政庁の変更届等

液化石油ガス販売事業の登録を受けた者は、登録を受けた後、登録行政庁を越えて販売所を変更する場合は、変更予定先の行政庁に対し登録申請を行い、旧登録行政庁に対して登録行政庁変更届を提出しなければなりません。

登録行政庁の変更届を提出しなければならない場合は次のとおりです。（法第6条）

- ① 経済産業大臣の登録を受けた者が1の都道府県又は指定都市の区域内にのみ販売所を有することとなったとき。
- ② 都道府県知事の登録を受けた者が当該都道府県の区域内における販売所を廃止して、他の1の都道府県又は1の指定都市の区域内にのみ販売所を有することとなったとき。
- ③ 都道府県知事の登録を受けた者が2以上の都道府県の区域内に販売所を有することとなったとき。
- ④ 指定都市の長の登録を受けた者が当該指定都市の区域以外の区域内に販売所を有することとなったとき。

注）保安機関の認定を受けている事業者は、保安機関の認定行政庁の変更の手続きも必要となります。

【罰則】法第6条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者＝10万円以下の過料に処する。（法第104条第1号）

参 考：罰金と過料の違い

罰金は刑法に定められており、財産刑の一つとして犯罪の処罰として金銭が科されるもの。過料は、一般的には軽い禁令をおかしたものに金銭を支払わせるものであり、刑法上の刑罰ではない。

■ 例

旧販売所所在地	変更後販売所所在地	登録申請先	登録行政庁変更届提出先
青森県、大阪府	青森県	青森県知事	経済産業大臣
青森県	岩手県	岩手県知事	青森県知事
東京都	神奈川県、千葉県	関東東北産業保安監督部長	東京都知事
青森県	岩手県、宮城県	関東東北産業保安監督部 東北支部長	青森県知事
横浜市	横浜市、川崎市	神奈川県知事	横浜市長

3. 販売所等の変更の届出等

液化石油ガス販売事業者は、登録申請時の登録事項（法第3条第2項第1号～第5号）を変更したときは、登録行政庁に変更の届出を提出しなければなりません。（法第8条）

規則では次のように定めています。（規則第9条）

- 法第8条の規定により販売所等の変更の届出をしようとする者は、様式第5による届書を法第3条第1項の登録をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければならない。ただし、法第3条第2項第3号に定める事項を変更した者であって法第36条に規定する都道府県知事（指定都市の区域内にあっては指定都市の長）の許可を受けたものは、この限りでない。
- 前項の届書には、貯蔵施設の変更をした者にあつては規則第4条第2項第1号に掲げる書類を、貯蔵施設を保有又は占有しない理由を変更した者にあつては規則第4条第2項第2号に掲げる書類を、液化石油ガスによる災害により支払うことのある損害賠償の支払能力を変更した者にあつては規則第4条第2項第4号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 販売事業者の変更

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名に変更があった場合

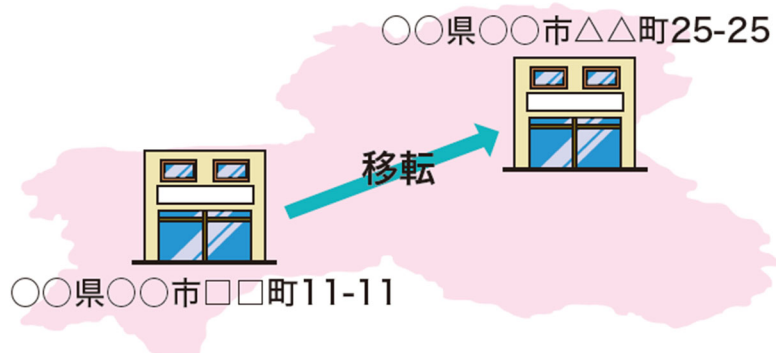
① 販売事業者の名称、法人代表者の氏名、住所の変更

(例 1) 会社の名称変更



(例 2) 代表者（社長）の変更

(例 3) 会社の住所の変更



② 会社の法人格の変更

(例 1) 合名会社 ⇄ 合資会社 (例 2) 有限会社 ⇄ 株式会社



注) 個人商店から法人に変更する場合は、新たな登録と個人事業の廃止届けが必要となります。

(例) 〇〇商店（個人）→株式会社〇〇商店（法人）

株式会社〇〇商店（法人）で都道府県知事に新規登録→〇〇商店（個人）の廃止届け

(2)販売所の変更

販売所の名称及び所在地に変更があった場合

① 販売所の名称変更



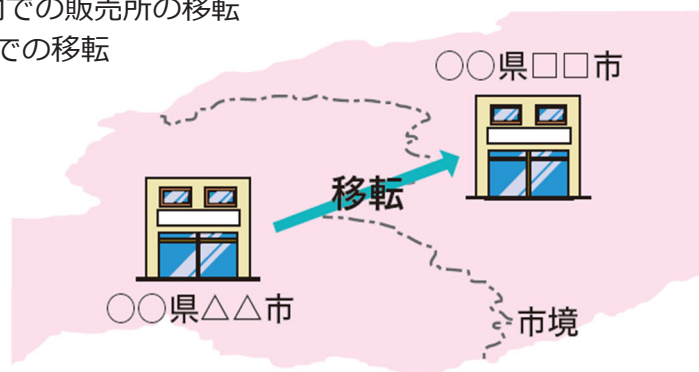
② 販売所の住居表示の変更

(例) 〇〇市△△町 1 1 - 1 1 → 〇〇市□□町 1 1 - 1 1

注) 町村合併等行政の都合により住居表示の変更がある場合は、販売事業者側からの変更は原則として不要ですが、登録行政庁へ確認してください。

③ 同一行政庁内での販売所の移転

(例) 同一県内での移転



④ 販売所の増減 (同一行政庁管内)

(例 1) 広島県知事所管販売事業者が、広島県内に 2 箇所目の販売所を増設する。



(例 2) 福岡県知事所管販売事業者が、2 箇所の販売所を 1 箇所に統合する。

注 1) 異なる行政庁に係る販売所の増減は、新行政庁に対し新規の登録と旧行政庁に対し登録行政庁の変更の届出が必要となります。

注 2) 保安機関及び特定液化石油ガス設備工事事業についても、法手続きが必要になる場合がありますので注意してください。

(3)貯蔵施設の変更

液化石油ガス販売事業の用に供する液化石油ガスの貯蔵施設の位置及び構造に変更があった場合は、販売所等の変更の届出に書類を添付しなければなりません。

なお、貯蔵量が3000kg以上の貯蔵施設のように、法第36条に規定する都道府県知事（指定都市の区域内にあっては指定都市の長）の許可を受けた貯蔵施設等を変更（撤去及び軽微変更除く。）しようとするときは、変更の届出ではなく、その許可を受けた都道府県知事（指定都市の区域内にあっては指定都市の長）の許可を受けなければなりません。（法第37条の2）

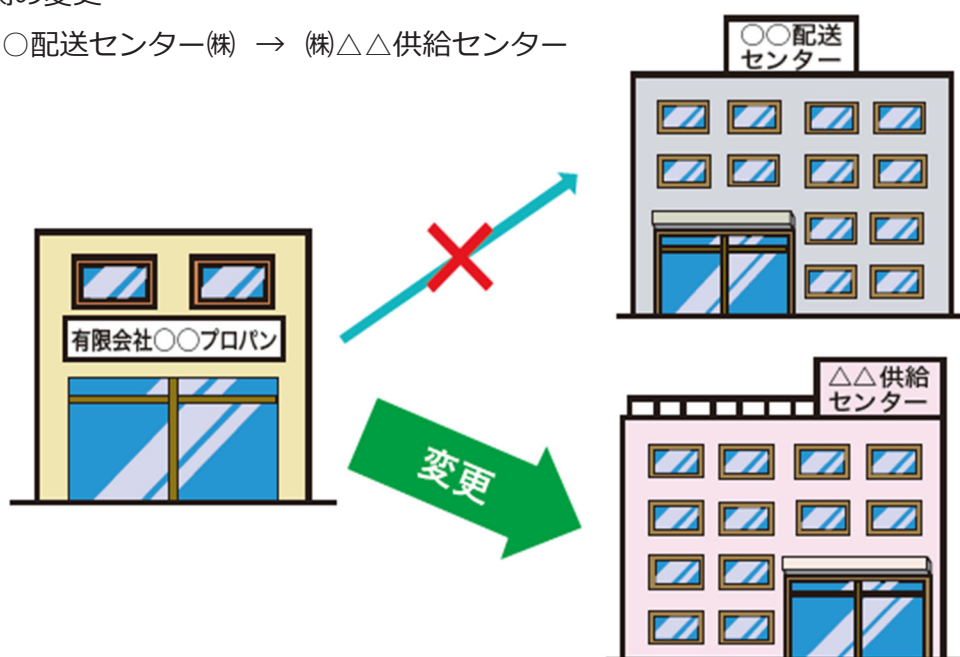
※ 変更の内容についてはⅢ販売事業「3. 液化石油ガスの貯蔵施設（4）貯蔵施設の設置、変更等（P.17）」を参照してください

(4)保安機関の変更

液化石油ガスの販売契約を締結する一般消費者等について、保安業務を行う保安機関の氏名又は名称及びその事業所の所在地に変更があった場合

① 保安機関の変更

（例1）〇〇配送センター(株) → (株)△△供給センター

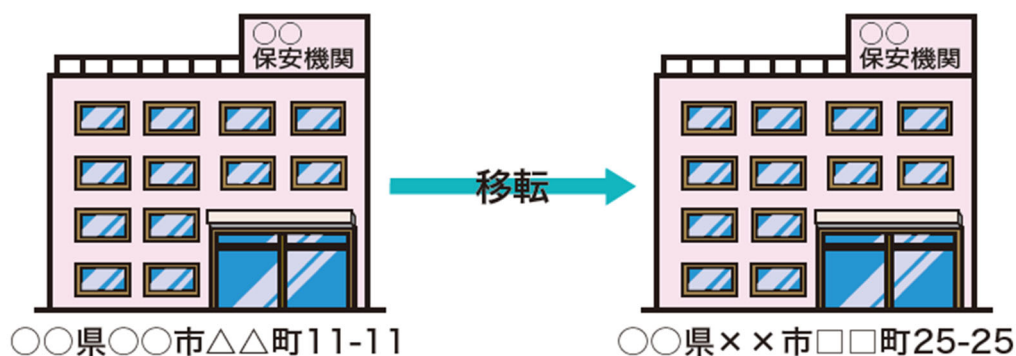


（例2）(株)□□保安機関 → 自社で実施

（例3）自社で実施 → (株)□□保安機関

注）保安機関を変更したときは、遅滞なく、一般消費者等に対し書面を交付(保安機関名、住所、連絡の方法)する必要があります。

②保安機関の事業所所在地の変更



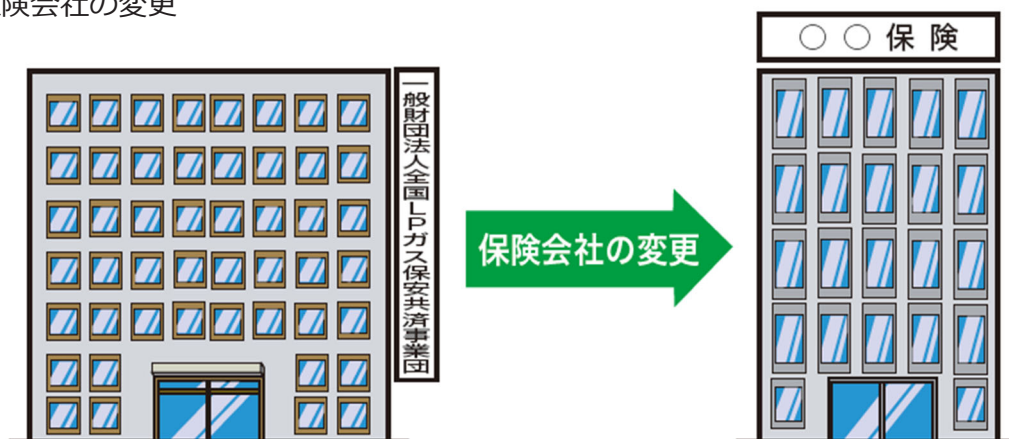
注) 保安機関側の都合により変更しても、販売所等の変更の届出は販売事業者として必要です。

〈解釈〉 保安業務区分ごと販売所ごとに保安機関を変更したときには、届出が必要です。

(5)損害賠償の支払い能力等の変更

その販売した液化石油ガスにより一般消費者等の生命、身体又は財産について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行うべき場合に備えてとるべき措置の内容に変更があった場合は、販売所等の変更届を提出しなければなりません。

- ① 損害賠償の支払い能力の変更
- ② 保険会社の変更



注) 一般財団法人全国LPガス保安共済事業団から他の保険会社に変更したときは、保険契約書、保険約款等が必要になります。

【罰則】 法第8条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者＝10万円以下の過料に処する。(法第104条第1号)



承継等

液化石油ガス販売事業者がその事業の全部を譲り渡し、又は液化石油ガス販売事業者について相続、合併若しくは分割があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その液化石油ガス販売事業者の地位を承継することができます。（法第10条）

1. 事業の譲渡

被承継者の液化石油ガス販売に係る事業の全てについて譲り受ける場合に行います。

所管行政庁が同一の場合は、当該行政庁へ届け出ます。

所管行政庁が異なる場合は、承継後の販売所の分布に基づき新所管行政庁へ届け出ることになります。

承継届書には、様式第6「液化石油ガス販売事業承継届書（甲）」と様式第7「液化石油ガス販売事業承継届書（乙）」がありますので、規則第10条第1項に従い、間違いのないよう提出します。

所管行政庁に変更がない場合は、様式第6「液化石油ガス販売事業承継届書（甲）」のみをその行政庁に提出します。

なお、産業保安監督部関係の提出書類の宛名は、産業保安監督部長又は支部長となります。

■ 例

承継事業者の所管	被承継事業者の所管	承継後の所管	届書（甲）	届書（乙）
経済産業省	経済産業省	経済産業省	○	
経済産業省	都道府県	経済産業省	○	○
九州産業保安監督部	九州産業保安監督部	九州産業保安監督部	○	
九州産業保安監督部	中国四国産業保安監督部	経済産業省	○	
近畿経済産業局 中部近畿産業保安監督部 近畿支部	中部経済産業局 中部近畿産業保安監督部	経済産業省	○	
青森県	経済産業省	経済産業省	○	○

【備考】登録と認定により本表とは異なる場合もありますので、実際に申請するにあたっては、所管行政庁に確認してください。

承継の届書には次の書面を添付しなければなりません。

（規則第10条第2項第1号・第4号・第5号）

- ① 販売事業の全部を譲り受けて販売事業者の地位を承継した者にあつては、様式第7の2による書面及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面
（事業主が引退して、その事業の全部を譲り受けた場合も該当します。）
- ② 合併によって販売事業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書
- ③ 分割によって販売事業者の地位を承継した法人にあつては、様式第9の2による書面、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書

2. 事業の相続

事業主が死亡し、相続人（相続人が2人以上あるときは、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときはその者をいいます。）が事業を承継する場合。

事業主が引退し、相続人が事業を承継する場合は事業の譲渡としての届出となります。

注）法人で代表者を変更したときは、販売所等の変更届となります。

相続の場合には次の書面を添付しなければなりません。（規則第10条第2項第2号・第3号）

- ① 販売事業者の地位を承継した相続人であって、2以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第8による書面及び戸籍謄本
- ② 販売事業者の地位を承継した相続人であって、①の相続人以外のものにあつては、様式第9による書面及び戸籍謄本

〈解釈〉法第10条は、事業の全部の譲渡し又は相続若しくは合併があつた場合を新規の登録の特例として認めているもの。例えば、一部の販売所に係る事業の譲渡しの場合は、販売事業の登録又は販売所等の変更の届出が必要となります。

事業の全部の譲渡しとは、被承継者の液化石油ガスの販売に係るすべての事業について譲り渡すことであり、すべての販売所について営業権、店舗及び貯蔵施設、従業員、帳簿等を譲り渡すことをいいます。

相続とは、その事業の包括承継のみを意味し、分割承継は含みません。

承継に伴って販売所等の名称の変更があつた場合は、届書にその旨を付記しなければなりません。

【罰則】法第10条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者＝10万円以下の過料に処する。（法第104条第1号）

3. 事業の一部承継

- (1)「承継」とは、ある液化石油ガス販売事業者が他の液化石油ガス販売事業者の権利義務の全部又は一部を受け継ぎ、その権利義務に関して、その者と同じ位置に立つことであるから、一般消費者等が単に液化石油ガス販売事業者を変更した場合には、そもそも「承継」に該当しません。
- (2)その上で、一部承継の例としては、「第7回 液化石油ガス小委員会*（平成27年12月18日開催）」の資料において「営業権、販売所、従業員、帳簿や調査・点検の結果等の保安情報、供給設備等の全てを当該販売事業者に譲渡」したケースが例示されています（事例参照）。
- (3)ただし、実際には様々な事業の承継の事例があると思われるので、各事業所の実情に応じて、当該事例以外の承継については、所管行政庁に事前に確認してください。
- (4)他方、保安関係の帳簿・書類など、保安業務を適正に行うために必要な書類が確実に引き継がれない一部承継については、供給開始時点検と同等の点検調査が必要となります。
- (5)なお、一部承継の際に必要な手続きとしては、液化石油ガス法第10条に定める全部承継にはあたらないため、同条第3項の承継届出は不要ですが、別途、同法第3条第1項の液化石油ガス販売事業者登録や第8条の液化石油ガス販売所等変更届出等が必要になる場合があります。 *：経済産業省 産業構造審議会 保安分科会 液化石油ガス小委員会

〈事例〉液化石油ガス法における一部承継の事例

2県（A県 B県。いずれも県内に指定都市がない。）にまたがり複数の販売所を設置していた液化石油ガス販売事業者が、A県から営業活動を撤退し、B県のみの販売所で販売事業を継続することとした。

撤退するA県の一般消費者等については、他の液化石油ガス販売事業者を引き継ぐこととし、A県における販売事業に係る営業権、販売所、従業員、帳簿や調査・点検の結果等の保安情報、供給設備等の全てを当該販売事業者に譲渡した。



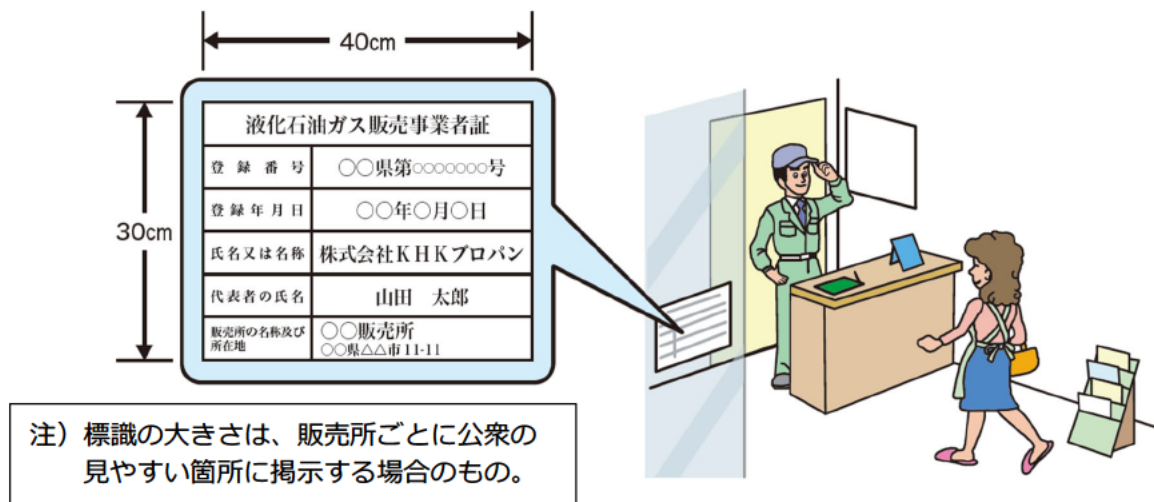
販売事業

1. 標識の掲示等

液化石油ガス販売事業者は、規則で定める様式の標識について、販売所ごとに公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の規則で定める場合を除き、液化石油ガス販売事業者のウェブサイトへの掲載により、公衆の閲覧に供しなければなりません。（法第7条・規則第8条の3）（標識の様式は規則第8条より様式第4）

公衆の閲覧に供する措置を

要しない場合については、①常時雇用する従業員の数が5人以下である場合、②自ら管理するウェブサイトを持していない場合、のいずれかに該当する場合とされています。（規則第8条の2）



〈解釈〉標識の掲示は、販売事業の登録を受けた後に、その事業を開始する時までに掲げなければなりません。

【罰則】法第7条の規定に違反した者＝20万円以下の罰金に処する。（法第101条第1号）

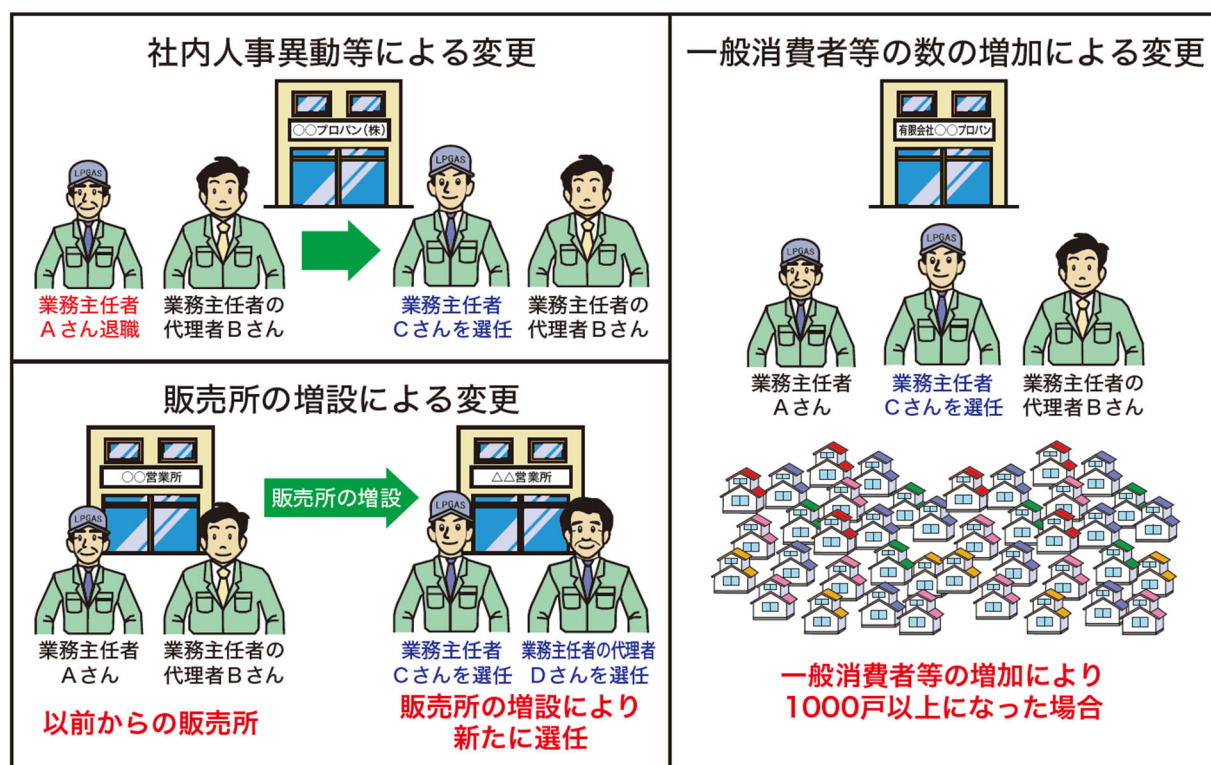
2. 業務主任者

(1)業務主任者等の選解任

販売事業者は、販売所ごとに一般消費者等の数に対応した人数以上の者を、業務主任者に選任し、併せて販売所ごとに1人以上の業務主任者の代理者も選任し、その職務を行わせなければなりません。

また、業務主任者及び業務主任者の代理者を選任（解任）したときは、登録行政庁へ選任（解任）の届出を行わなければなりません。（法第19条・第21条）

■例 社内人事異動等による変更 等



〈解釈〉業務主任者関係

1. 同一の販売所において高压ガス販売主任者と兼務することは認められます。ただし、その職務が過大になって実行できない場合には、「職務を行わせなければならない」の規定に違反することになります。
2. 「職務を行わせ」とは、業務主任者を選任するだけでなく、実際に業務主任者としてその職務を行うことを命じ、その職務を行うことができる部署に配置し、職務を行うことができる環境を整備し、業務主任者がその職務を怠るときは、これを督促し、その職務を行わせることです。

〈解釈〉業務主任者の代理者関係

1. 業務主任者の代理者の選任は、原則として「業務主任者の選任と同時に」として運用します。
2. 法第21条の業務主任者が「旅行、疾病その他の事故によって、その職務を行うことができない場合」とは、相当長期の職務遂行不可能な場合をいい、一時的な不在等の場合は除かれます。

【罰則】法第19条第1項、法第21条第1項の規定に違反した者＝6月以下の懲役若しくは30万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（法第98条第2号）

法第19条第2項、法第21条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者＝20万円以下の罰金に処する。（法第101条第2号）

(2)業務主任者等の選任数

販売事業者は、一般消費者等の数が1,000未満の販売所は1人、1,000以上の販売所は2人に一般消費者等の数が2,000を増すごとに1人を加算した数。

なお、一般消費者等の数が1,000未満の販売所で選任された業務主任者は、①当該販売所が相互に60分以内に到着できる場合、②当該販売所の一般消費者等の数が合計で1,000未満の場合には他の2以内の販売所の業務主任者を兼務することができます。

(規則第22条)

また、業務主任者の代理者は販売所ごとに1人以上を選任しなければなりません。(規則第25条第1項)

業務主任者等の選任数

一般消費者等の数	業務主任者の数
1,000未満	1人以上
1,000以上 3,000未満	2人以上
3,000以上 5,000未満	3人以上
5,000以上	4人に一般消費者等の数が2,000増すごとに1人を加えた人数

■一般消費者等1,000戸未満



業務主任者
(1名以上)

■一般消費者等1,000戸以上 3,000戸未満



業務主任者
(2名以上)

業務主任者の代理者
(1名以上)

〈解釈〉「一般消費者等の数」とは、供給設備により供給している場合にあっては、ガスメーター1個につき1として算定します。

(3)業務主任者等の資格

① 業務主任者

第二種販売主任者免状の交付を受け、液化石油ガスの販売の実務に6月以上従事した経験をもつ者。(法第19条第1項、規則第22条第3項・第4項)

② 業務主任者の代理者

業務主任者と同様の免状、経験を有する者又は液化石油ガスの販売の経験を有する者(高圧ガス保安協会の行う業務主任者の代理者講習を修了し、液化石油ガスの販売の実務に6月以上従事した経験を有し、かつ、18歳以上の者。)

(法第21条第1項、規則第25条第3項)



業務主任者



業務主任者の代理者



18歳以上

(4)業務主任者等の職務

業務主任者は、液化石油ガスの販売に係る保安に関し経済産業省令で定める職務を誠実に履行しなければなりません。（法第20条）

経済産業省令で定める職務は、次のとおりです。（規則第24条）

- ① 法第3条第2項第3号から第5号までの事項を変更したときは、遅滞なく、法第8条の届出がなされるよう監督すること。
- ② 法第14条の書面を作成し、又はその作成を指導すること。
- ③ 液化石油ガスの販売の方法が法第16条第2項の基準に適合し、又は適合して維持されるよう監督すること。
- ④ 貯蔵施設が法第16条第1項又は法第37条の基準に適合し、又は適合して維持されるよう監督すること。
- ⑤ 供給設備が法第16条の2第1項の基準（特定供給設備にあっては、法第37条の基準）に適合し、又は適合して維持されるよう監督すること。
- ⑥ 法第18条第1項の規定による保安教育の計画の立案、実施又はその監督を行うこと。
- ⑦ 法第27条第1項の保安業務の実施及びその結果を確認すること。
- ⑧ 法第36条第1項に規定する貯蔵施設又は特定供給設備が、法第37条の2第1項の許可を受けないで変更されること及び法第37条の3第1項の完成検査を受けないで使用されることがないように監督すること。
- ⑨ 法第37条の4第1項に規定する充てん設備が、法第37条の4第3項において準用する法第37条の2第1項の許可を受けないで変更されること、法第37条の4第4項において準用する法第37条の3第1項の完成検査を受けないで使用されること及び法第37条の6第1項の保安検査を受けないで使用されることがないように監督すること。
- ⑩ 帳簿の記載及び報告の内容について監督すること。

〈解釈〉⑦の「保安業務の実施及びその結果を確認」には、保安機関から保安業務を実施したことにつき報告された内容を確認し、技術上の基準に適合しないと認められるものについては、所要の措置を講ずることまでが含まれます。

1人の業務主任者に対し2人以上の業務主任者の代理者を選任する場合は、その職務の代行の順序を明らかにする必要があります。

3. 液化石油ガスの貯蔵施設

(1)貯蔵施設の設置

販売事業者は、貯蔵施設を販売所と同一敷地内に設置しなければなりません。貯蔵施設を敷地外に設置する場合は、販売所から5 km以内の場所に設置し、次の①に掲げる要件を満たすことが条件となります。また、貯蔵施設を所有又は占有しなくてもよい場合があります。（法第11条、規則第11条）



① 貯蔵施設

販売事業者は、販売所ごとに面積3㎡以上の貯蔵施設（容器置場）を所有又は占有しなければなりません。

貯蔵施設は、販売所と同一敷地内に設置するか、敷地外の場合は次に掲げる要件を満たし、販売所から5 km以内の場所に設置します。

イ 10分以内に到着できるよう車両を保有する。

ロ 貯蔵施設に従業員で有資格者（保安業務員及び調査員を含む。）が管理人で常駐するか、又は貯蔵施設に関係者以外の者が容易に近づけず立ち入らないような措置を講じる（さく、へいを設け、施錠等を行うことなどが考えられるが、これに限らないと通達に記載されている）。

ハ 共同の貯蔵施設は、販売事業者ごとの占有範囲をへい、くさり等で明確に区分し、必要な器具は専用のものを備える。

ニ 共同の貯蔵施設は、賃貸借契約等により管理責任を明確にする。

② 貯蔵施設の共用

2以上の販売所で1つの貯蔵施設を共用してもよい。ただし使用部分を明確にする。また、面積は販売所数×3㎡以上とする。

③ 面積の算定

イ 柱、壁の中心線から算定する。

ロ 同一敷地内の貯蔵施設は合算して3㎡以上あればよい。

ハ 一般消費者等以外に販売するLPガス容器（高圧ガス保安法適用）が含まれていても、施設面積として販売所ごとに3㎡以上あればよい。

ニ LPガス以外の高圧ガスを併せて貯蔵する場合は、その部分を除いて3㎡以上必要で、かつ、LPガスと区分して貯蔵する。

④ 貯蔵施設を所有又は占有しなくてもよい例

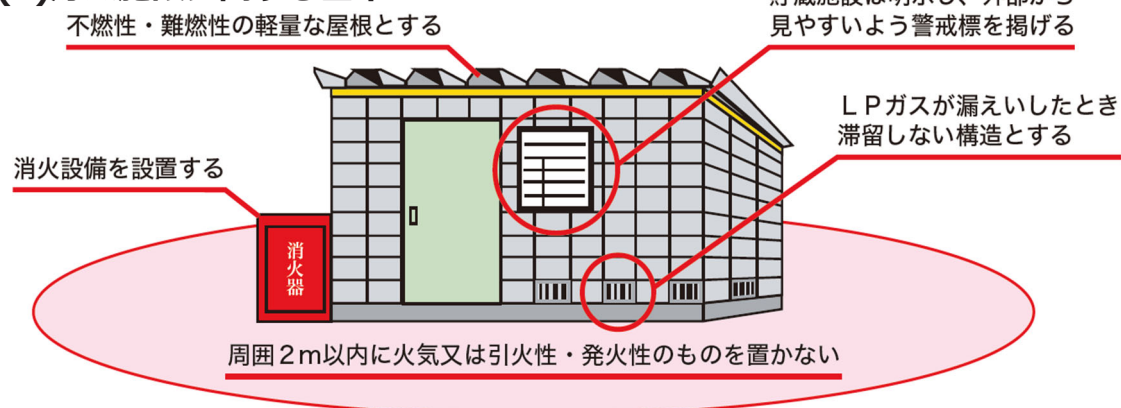
イ 販売事業者が第一種製造者であって、高圧ガス保安法第8条第1号の技術上の基準に適合する貯蔵施設を所有又は占有している場合

- 販売事業者が第一種貯蔵所を所有又は占有している場合
- ハ 一般消費者等へ販売する充てん容器等の保管、容器の引渡し及び引取りを次の者に全量委託している場合
 - ａ 第一種製造者であって、高圧ガス保安法第 8 条第 1 号の技術上の基準に適合する貯蔵施設を所有又は占有している場合
 - ｂ 第一種貯蔵所を所有し、又は占有している者
- ニ 販売事業者が一般消費者等へのＬＰガスの販売を全量バルク供給にしている場合
- ホ 農業協同組合などの所有する貯蔵施設から、組合員の販売事業者が常に仕入れができる場合
- ヘ 近接する資本的結合のある第一種製造者が所有し又は占有する充てん所の貯蔵施設があり、常にＬＰガスの仕入れができる場合

〈解釈〉「貯蔵施設を所有又は占有しなければならない」とは、単に自ら所有し、又は占有しているのみでは足りず自ら使用しうる状態、条件で所有し、又は占有しなければならない。例えば、所有はしているが、他人に貸している場合は、該当しません。

【罰則】法第11条の規定に違反した者＝ 6 月以下の懲役若しくは30万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（法第98条第 2 号）

(2)貯蔵施設に関する基準



(規則第14条関係)

- ① 貯蔵施設は明示し、外部から見やすいよう警戒標を掲げる。
- ② 第一種・第二種保安物件に対して施設距離以上の距離を確保する。
障壁※を設けることにより施設距離を短縮できる。

※障壁の具体的内容は、例示基準（2.障壁）に示される。また、同例示基準の「対象物を有効に保護できるもの」とは、障壁の先端を曲げる方法とエキスパンドメタルの設置による方法がある。（*）

* 事務連絡（28商ガ第11号、平成28年6月8日）

- ③ 不燃性又は難燃性の軽量な屋根とする。
- ④ ＬＰガスが漏えいしたときに滞留しないような構造とする。
- ⑤ 消火設備を設置する。

(規則第16条関係)

- ① 容器は、充てん容器と残ガス容器にそれぞれ区分して置くこと。
- ② 貯蔵施設には、容器及び計量器等作業に必要な物以外の物を置かない。
- ③ 貯蔵施設の周囲 2 m 以内には、火気又は引火性若しくは発火性の物を置かない。（障壁を設けた場合の定めあり。）

- ④ 容器は常に温度40℃以下に保つ。
- ⑤ 容器には転倒・転落防止措置を講じ、粗暴な取扱いをしない。
- ⑥ 貯蔵施設には、携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入らない。

(3)貯蔵施設の設置の許可等

- ① 貯蔵量が3,000kg以上の貯蔵施設は、設置場所を管轄する都道府県知事(指定都市の区域内にあっては指定都市の長)の許可を受けなければなりません。
- ② 貯蔵量が3,000kg未満の貯蔵施設は、販売事業の登録申請書に構造図等を添付します。

(4)貯蔵施設の設置、変更等

- ① 3,000kg未満の貯蔵施設の変更
 - (例1) 貯蔵施設を販売所敷地内の別の場所に移転
 - (例2) 貯蔵施設の面積の変更
 - (例3) 充てん所を所有するA事業者に配送を全量委託し、貯蔵施設を撤去
- ② 3,000kg以上の貯蔵施設の変更

液化石油ガスの貯蔵量が3,000kg以上の貯蔵施設を設置又は変更する場合は、貯蔵施設の許可及び完成検査を受けなければなりません。(法第36条の規定により、貯蔵施設について都道府県知事(指定都市の区域内にあっては指定都市の長)の設置の許可を受けた場合は、規則第9条第1項ただし書の規定により、変更届の提出は不要)

(5)完成検査

貯蔵施設の完成検査については、「8. 完成検査(P.24)」を参照してください。

4. LPガスの規格

販売事業者は、規格に適合した液化石油ガスを販売しなければなりません。

規格に適合した液化石油ガスの規格名称は、い号、ろ号、は号と呼ばれ、その成分含有率は次表のとおりです。

また、供給設備に腐しよくを生ずるおそれのある濃度以上の水銀を含有しないものとされています。(法第13条、規則第12条)

名 称	プロパン及び プロピレンの 合計量の含有率	エタン及びエチレン の合計量の含有率	ブタジエンの 含有率
い号液化石油ガス	80%以上	5%以下	0.5%以下
ろ号液化石油ガス	60%以上80%未満	5%以下	0.5%以下
は号液化石油ガス	60%未満	5%以下	0.5%以下

- (注) 1. 圧力は、温度40℃において1.53MPa(ゲージ圧力)以下とする。
2. 含有率は、モル比によるものとする。

〈参考〉	液化石油ガス中の水銀濃度	プロパン0.009mg/Nm ³ 以下	ブタン0.08mg/Nm ³ 以下
------	--------------	--------------------------------	------------------------------

- (注) 3. 「LPガスの品質に関するガイドライン」(日本LPガス協会)の規定による。

5. 書面の交付

販売事業者は、一般消費者等と販売契約締結の際には、下記記載事項を記した書面を交付しなければなりません。

また、記載事項の内容を変更した場合は、交付をし直すか変更した部分のみを交付しなければなりません。（法第14条、規則第13条）



(1) 契約締結時交付事項等

- | | |
|--------------------|---------------------|
| ① L P ガスの種類 | ④ 消費設備の調査の方法及び周知の方法 |
| ② L P ガスの引渡しの方法 | ⑤ 保安機関の氏名又は名称 |
| ③ 供給設備及び消費設備の管理の方法 | ⑥ その他規則第13条で定める事項 |

規則第13条で定める事項

- ① 販売事業者及び保安機関の責任に関する事項
- ② 一般消費者等の責任に関する事項
- ③ L P ガスの計量の方法
- ④ 質量販売における残ガスの引取りの方法
- ⑤ L P ガスの価格の算定方法、算定の基礎となる項目及び内容の説明＊
- ⑥ 供給設備及び消費設備の所有関係
- ⑦ 供給設備及び消費設備の設置、変更、修繕及び撤去に要する費用の負担の方法
- ⑧ 販売事業者が所有権を有する消費設備を一般消費者等が利用する場合、一般消費者等が支払うべき費用の額及び徴収方法
- ⑨ 販売事業者が所有権を有する消費設備に係る配管の所有権を、販売契約解除時に一般消費者等に移転する場合の清算額の計算方法
- ⑩ 保安機関の名称、住所及び連絡方法

＊参考：規則第 13 条5号に係る「価格の算定方法」、「算定の基礎となる項目」及び「算定の基礎となる項目についての内容の説明」の解釈については、「通達【平成09・03・17資庁第1号（平成9年3月19日）】／通達【20170207資庁第6号（平成29年2月22日）】」を参照。

- 〈解釈〉
1. 「書面」は、契約書である必要はありません。
 2. 「交付しなければならない」とは、販売事業者に交付義務を課しているだけであって販売事業者に対する交付請求権が一般消費者等にあることを意味するものではありません。
 3. 「液化石油ガスの引渡しの方法」としては、容器に充てんされている液化石油ガスを引き渡す場合には、「継続的消費に支障を生じないように遅滞なく、かつ、配管に接続して」液化石油ガスを引き渡すことを具体的に記載してください。また、容器に充てんされている液化石油ガスを引き渡さない場合には「計画的な容器の交換等により、一般消費者等の継続的消費に支障を生じないように遅滞なく」液化石油ガスを引き渡すことを具体的に記載してください。
 4. 「供給設備及び消費設備の管理の方法」として、消費者が供給設備の取外しを行う場合には、保安の確保のため当該供給設備に係る販売事業者と連絡しなければならない旨記載してください。

5. 販売事業者の保安サービスの内容（消費者宅の調査点検の毎年実施、全消費者宅へのヒューズガス栓設置等）についても記載するようにしてください。
6. 「販売事業者及び保安機関の責任に関する事項」としては、販売事業者及び保安機関の保安上の責任を有する範囲等を記載してください。
7. 販売事業者が保安機関を変更したときは、遅滞なく、一般消費者等に対し書面を交付する必要があります。その際、⑩の内容のみを交付することでもよい。

【罰則】法第14条第2項の規定による命令に違反した者＝30万円以下の罰金に処する。
（法第100条第1号）

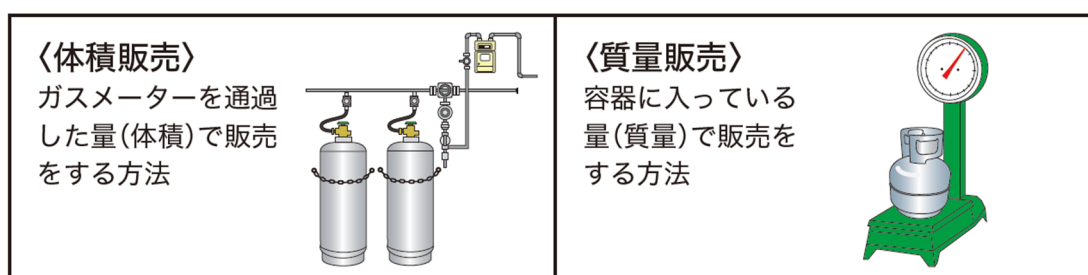
(2)書面以外による交付方法

販売事業者は、一般消費者等の承諾を書面等（書面又は情報通信技術を利用する方法）で得た上で、電磁的方法によって契約締結時交付事項等を提供することができる。（法第14条第3項、施行令第5条、規則第13条第2項）

6. 販売の方法

販売事業者は、規則第16条の規定に基づきLPGガスを販売しなければなりません。販売の基本は、ガスメーターによる体積販売です。

しかし、屋外において移動して消費する場合、内容積20L以下の容器の場合、カップリング付容器用弁を有する内容積25L以下の容器の場合などは、質量販売が可能です。（法第16条、規則第16条）



(1)販売方法の主な基準

■ 容器関係

- ① 一般消費者等の供給設備・消費設備に取り付ける充てん容器は、外面に使用上支障のある腐しよく、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、LPGガスが漏えいしていないものであること。
- ② 一般消費者等の供給設備・消費設備に取り付ける充てん容器は、充てん期間を6月以上経過していないものであり、かつ、その旨を明示したものであること。
- ③ 容器交換時に、LPGガスの供給が中断することにより使用中の燃焼器からLPGガスが漏えいしないよう末端ガス栓を閉止する等の措置を講ずること。ただし、一般消費者等へのLPGガスの供給を中断することなく容器交換を行うことができる設備を設けている場合は、この限りではない。

〈解釈〉「その旨を明示」の明示する事項は、「充てん期限□－○」（□は年、○は月を示す。）とし、年については、西暦年4桁とし、月については、次回の再検査を受けないで充てんできる最終日を含む月とする。文字色は赤、一文字の大きさは縦横3cm以上とし、その位置は、容器の胴部の見やすい箇所とします。

■供給、取引関係

- ① 販売事業者の所有する消費設備を一般消費者等が利用する場合は、L P ガスの供給開始時までに、当該消費設備が販売事業者の所有する設備であることを当該一般消費者等に確認すること。
- ② L P ガスの引渡しは一般消費者等の継続的消費に支障を生じないように遅滞なくすること。
- ③ 一般消費者等に対して液化石油ガスの供給に係る料金その他の一般消費者等の負担となるものを請求するときは、その料金その他の一般消費者等の負担となるものの算定根拠を通知すること。
- ④ 販売契約解除の申し出に対し、販売事業者所有設備の取扱いは正しく行うこと。

イ 供給設備

供給設備の撤去は、所有者である販売事業者が自ら行う。販売事業者は一般消費者等から契約解除の申し出があった場合には、正当な事由が無い限り遅滞なく供給設備を撤去（原則一週間以内）すること。

ロ 消費設備

消費設備に係る配管であって販売事業者が所有するものについては、当該一般消費者等が別段の意思表示をする場合そのほかやむを得ない事情がある場合を除き、適正な対価で一般消費者等に所有権を移転すること。

■供給管、配管、集合装置の修理

供給管、配管又は、集合装置を修理するためにL P ガスを遮断するときは保安上支障がない状態で行うこと。

■バルク貯槽

- ① バルク貯槽は規定に基づき検査を行うこと。（バルク貯槽及び附属機器等の検査については、巻末（P.53）の参考資料を参照してください。）
- ② バルク貯槽の修理、清掃又は検査は、保安上支障がない状態で行うこと。

(2)質量販売の可能な場合

質量販売は以下の場合が可能です。（質量販売時の注意事項等については巻末（P.52）の参考資料を参照してください。）

- ① 屋外において移動して消費する場合
（例）屋台（車両による場合を含む。）、イベント、お祭等
- ② 内容積20 L 以下の容器により消費する場合
イ 調整器が接続された内容積8 L 以下の容器（2 kg 容器等）を移動して消費
（例）料理飲食店、宴会場等
ロ 20 L 以下の容器（8 kg 容器等）を配管に接続して消費
（例）工事事務所、臨時的な少量消費先等
- ③ 内容積25 L 以下の容器（カップリング付容器用弁を有するもの）
- ④ 販売契約の締結日から1年以内に取引が停止することが明らかで、登録行政庁が認めた消費の場合
- ⑤ 高圧ガス保安法の適用を受ける販売と不可分な消費の場合
- ⑥ 経済産業大臣が配管に接続することなく充てん容器を引き渡すことを認めた消費の場合
- ⑦ 災害救助法第23条により供与された応急仮設住宅で消費する場合